50.2 -50.4GHz	49.7 -50.2GHz	固定衛星（地球から宇宙）[2]	WRC-07の最終文書の効力発効日より後に運用が開始された無線局については、 アンテナ利得が57dBi以上の地球局においてはEESS（受動）帯の200MHz幅において-10dBWとする。 アンテナ利得が57dBi未満の地球局においてはEESS（受動）帯の200MHz幅において-20dBWとする。
50.2 -50.4GHz	50.4 -50.9GHz	固定衛星（地球から宇宙）[2]	WRC-07の最終文書の効力発効日より後に運用が開始された無線局については、 アンテナ利得が57dBi以上の地球局においてはEESS（受動）帯の200MHz幅において-10dBWとする。 アンテナ利得が57dBi未満の地球局においてはEESS（受動）帯の200MHz幅において-20dBWとする。
52.6 -54.25GHz	51.4 -52.6GHz	固定	WRC-07の最終文書の効力発効日より後に運用が開始された無線局については、 EESS（受動）帯の100MHz幅において-33dBWとする。

[1] 不要発射の電力の値は、アンテナ・ポートで計測した値として理解される。
[2] 晴天時において適用される制限値。アップリンク電力制御を使用している地球局では、フェージング状態の時にこれらの制限値を超える可能性がある。

表1-2

EESS（受動）周波数帯	能動業務の周波数帯	能動業務	EESS（受動）の周波数帯の特定帯域幅における能動業務からの不要な発射電力の推奨される最大値[1]
1400 -1427MHz	1350 -1400MHz	無線標定[2]	EESS（受動）帯の27MHz幅において-29dBWとする。
		固定	ポイント・ツー・ポイントについてはEESS（受動）帯の27MHz幅において-45dBWとする。
		移動	可搬中継局を除く移動業務の局についてはEESS（受動）帯の27MHz幅において-60dBWとする。 可搬型中継局についてはEESS（受動）帯の27MHz幅において-45dBWとする。
	1427 -1429MHz	宇宙運用（地球から宇宙）	EESS（受動）帯の27MHz幅において-36dBWとする。
	1427 -1429MHz	移動（航空移動を除く。）	可搬型中継局[3]を除く移動業務局についてはEESS（受動）帯の27MHz幅において-60dBWとする。 可搬型中継局についてはEESS（受動）帯の27MHz幅において-45dBWとする。
		固定	ポイント・ツー・ポイントについてはEESS（受動）帯の27MHz幅において-45dBWとする。
	1429 -1452MHz	移動	可搬型中継局[3]を除く移動業務局についてはEESS（受動）帯の27MHz幅において-60dBWとする。 可搬型中継局についてはEESS（受動）帯の27MHz幅において-45dBWとする。 航空遠隔測定局[4]についてはEESS(受動)帯の27MHz幅において-28dBWとする。
		固定	ポイント・ツー・ポイントについてはEESS（受動）帯の27MHz幅において-45dBWとする。
31.3 -31.5GHz	30.0 -31.0GHz	固定衛星（地球から宇宙）[5]	アンテナ利得が56dBi以上の地球局においてはEESS（受動）帯の200MHz幅において-9dBWとする。 アンテナ利得が56dBi未満の地球局においてはEESS（受動）帯の200MHz幅において-20dBWとする。
86-92GHz[6]	81-86GHz	固定	86.03 ≤ f ≤ 87GHzにおいて、 -41-14(f-86)dBW/100MHz 87 ≤ f ≤ 91.95GHzにおいて、-55dBW/100MHz ただし、fは100MHz基準帯域幅の中心周波数(GHz表示)
	92-94GHz	固定	91 ≤ f ≤ 91.95GHzにおいて、 -41-14(92-f)dBW/100MHz 86.05 ≤ f ≤ 91GHzにおいて、-55dBW/100MHz ただし、fは100MHz基準帯域幅の中心周波数(GHz表示)

[1] 不要発射の電力の値は、アンテナ・ポートで計測した値として理解される。
[2] ここでの平均電力は、アンテナ・ポート（又はそれと同等の場所）で計測された1400-1427MHzの周波数帯における電力の合計を５秒間隔で平均化したものと理解される。
[3] ITU-R勧告M.1457又はIMTの基準に準拠している局を始めとし、セルラー方式の移動業務局はこの不要発射電力値を達成すると考えられる。
[4] 1429-1435MHzの周波数帯は、第一地域の８つの主管庁において、自国内の航空テレメトリに使用するため、航空移動業務にも独占的に一次的基礎で分配されている（無線通信規則第5.342号）。
[5] 晴天時において適用される制限値。アップリンク電力制御を使用している地球局では、フェージング状態の時にこれらの制限値を超える可能性がある。
[6] 他の最大不要発射の値は、86-92GHzの周波数帯に関してITU-R報告F.2239に定める異なるシナリオに基づいて制定される。

追　　決議第755（WRC-12）　21.4-22GHz帯における送信局の電力束密度制限

世界無線通信会議（2012年ジュネーブ）は、

以下を考慮し、

a)　21.4-22GHz帯は、第一、第三地域における放送衛星業務と３つの地域全てにおける固定及び移動業務に一次的基礎で分配されていること。

b)　2012年２月18日より前は、第一、第三地域における放送衛星業務の衛星通信網による21.4-22GHzの周波数帯の使用は決議第525（WARC-92、WRC-03、改及びWRC-07、改）の対象下にあったこと。

c)　2012年２月18日以降、３つの地域全てにおける固定及び移動業務の送信局は、第5.530A号に規定されるpfd制限の対象となること。

d)　2012年２月18日以降、第一地域及び第三地域における放送衛星業務の送信宇宙局は、第21.16号に規定されるpfd制限の対象となること。

以下を認め、

a)　2012年２月18日時点で、固定及び移動業務の送信局への割当てがMIFRに既に登録さ